公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 淀川清流高等学校 | 行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 | | 土地 | 18.01㎡  引込み柱 １本  埋管 管径169㎜×3.2ｍ ほか | ガバナー室設置 | （注１）  73,550円 | （注２）  令和５年４月１日から  令和10年３月31日まで | | 土地 | 8.49㎡ | 災害救助用備蓄物資保管庫設置 | 免除 | （注２）  令和５年４月１日から  令和10年３月31日まで | | 工作物 | 0.54㎡ | 災害時避難所  案内掲示板 | 免除 | （注２）  令和５年４月１日から  令和10年３月31日まで | | 建物 | （注３）  73.5㎡  ５台 | 学校食堂営業  及び  自動販売機設置 | （注４）  226,200円 | （注５）  令和５年４月１日から  令和10年３月31日まで |   （注１）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「72,350円」のまま放置されていた。  （注２）公有財産台帳では、許可期間が「平成30年４月１日から令和５年３月31日まで」のまま放置されていた。  （注３）公有財産台帳では、許可数量の変更に伴う登載が行われず「77.83㎡」のまま放置されていた。  （注４）公有財産台帳では、年間使用料の改定に伴う登載が行われず「215,050円」のまま放置されていた。  （注５）公有財産台帳では、許可期間が「平成30年９月１日から令和５年３月31日まで」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産規則】  (使用状況の確認)  第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （使用許可、貸付又は使用承認の状況）  第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。  ２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月２日から令和６年１月31日まで）